

周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業施行規程及び周南都市計画事業富田西部第一土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業施行規程及び周南都市計画事業富田西部第一土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年5月31日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業施行規程及び周南都市計画事業富田西部第一土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

(周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第1条 周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業施行規程（平成9年徳山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第27条第1項中「規定により徴収」を「規定により、徴収」に改め、同条第2項中「年6パーセント」を「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 分割徴収する場合 法第103条第4項の規定による換地処分公告の日の翌日における財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付け（当該貸付けに係る貸付金の貸付期間が5年以内であって、据置措置が設けられておらず、かつ、その償還が元金均等半年賦償還の方法によるものに限る。）に係る利率と同一の率（当該利率が同日における法定利率を超えるときは、法定利率）
- (2) 分割交付する場合 法第103条第4項の規定による換地処分公告の日の

翌日における法定利率

第27条第5項中「徴収又は交付金額」を「納付又は交付金額」に改め、同条第6項中「分納」を「分割納付」に改め、同条第8項中「納付金」を「清算金及び利子」に改め、同条第10項中「分割して納付すべき者又は交付を受けるべき者」を「分割納付する者又は分割交付を受ける者」に改める。

第28条中「清算金」の次に「及び利子」を加える。

(周南都市計画事業富田西部第一土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)
第2条 周南都市計画事業富田西部第一土地区画整理事業施行に関する条例(平成4年新南陽市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第3条の表中「古市町」の次に「、三本松開作」を加える。

第26条中「納入」を「納付」に改める。

第27条第1項の表中「清算徴収金又は清算交付金」を「徴収又は交付すべき清算金」に改め、同条第2項中「利子は、年6パーセント」を「利子の利率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 分割徴収する場合 法第103条第4項の規定による換地処分公告の日の翌日における財政融資資金(財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第2条の財政融資資金をいう。)の貸付け(当該貸付けに係る貸付金の貸付期間が5年以内であって、据置期間が設けられておらず、かつ、その償還が元金均等半年賦償還の方法によるものに限る。)に係る利率と同一の率(当該利率が同日における法定利率を超えるときは、法定利率)
- (2) 分割交付する場合 法第103条第4項の規定による換地処分公告の日の翌日における法定利率

第27条第3項中「分割徴収」を「分割納付」に、「許可」を「承認」に改め、同条第4項中「徴収金額」を「納付金額」に改め、同条第7項中「分割徴収」を「分割納付」に改め、同条第9項中「納付金」を「清算金及び利子」に改め、同条第11項中「分割して納付すべき者又は交付を受けるべき者」を「分割納付する者又は分割交付を受ける者」に改める。

第28条第1項中「清算金」の次に「及び利子」を、「場合は、」の次に「別に

定めるところにより」を加え、同条第2項から第4項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業施行規程新旧対照表（第1条の改正）

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）<u>第3条第3項</u>の規定により、徳山市が施行する久米中央地区の土地区画整理事業の施行に関する法第53条第2項各号に掲げる事項その他必要な事項は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第27条 市長は、法第110条第2項の<u>規定により徴収し</u>、又は交付すべき清算金の総額が2万円以上である場合には、別表に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から起算するものとする。</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は<u>年6パーセント</u>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）<u>第3条第4項</u>の規定により、徳山市が施行する久米中央地区の土地区画整理事業の施行に関する法第53条第2項各号に掲げる事項その他必要な事項は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第27条 市長は、法第110条第2項の<u>規定により、徴収し</u>、又は交付すべき清算金の総額が2万円以上である場合には、別表に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から起算するものとする。</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率</u>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>(1) <u>分割徴収する場合 法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付け（当該貸付けに係る貸付金の貸付期間が5</u></p>

現行	改正案
<p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、市長は毎回の<u>徴収又は交付金額</u>及び毎回の納付期限又は交付期限を定めて清算金を納付する者又は交付を受ける者に通知する。</p> <p>6 清算金を<u>分納</u>する者は、市長の承諾を得て、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 市長は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る<u>納付金</u>を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 清算金を<u>分割して納付すべき者又は交付を受けるべき者</u>は、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">（督促手数料及び延滞金）</p> <p>第28条 第25条又は前条の規定により徴収する清算金を滞納し</p>	<p style="text-align: center;">年以内であって、据置措置が設けられておらず、かつ、その償還が元金均等半年賦償還の方法によるものに限る。） に係る利率と同一の率（当該利率が同日における法定利率を超えるときは、法定利率）</p> <p style="text-align: center;">(2) 分割交付する場合 法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、市長は毎回の<u>納付又は交付金額</u>及び毎回の納付期限又は交付期限を定めて清算金を納付する者又は交付を受ける者に通知する。</p> <p>6 清算金を<u>分割納付</u>する者は、市長の承諾を得て、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 市長は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る<u>清算金及び利子</u>を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 清算金を分割納付する者又は分割交付を受ける者は、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">（督促手数料及び延滞金）</p> <p>第28条 第25条又は前条の規定により徴収する清算金<u>及び利子</u></p>

現行	改正案
た者に督促状を発した場合においては、別に定めるところにより督促手数料及び延滞金を徴収する。	を滞納した者に督促状を発した場合においては、別に定めるところにより督促手数料及び延滞金を徴収する。

周南都市計画事業富田西部第一土地区画整理事業施行に関する条例新旧対照表（第2条の改正）

現行		改正案	
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）<u>第3条第3項</u>の規定により新南陽市（以下「施行者」という。）が施行する富田西部第一地区の土地区画整理事業の施行に関し、法第53条第2項に規定する事項その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(施行地区に含まれる地域の名称)</p> <p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p>		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）<u>第3条第4項</u>の規定により新南陽市（以下「施行者」という。）が施行する富田西部第一地区の土地区画整理事業の施行に関し、法第53条第2項に規定する事項その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(施行地区に含まれる地域の名称)</p> <p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。</p>	
新南陽市	大字	字	
	富田	草なし、番の木、文の水、浜田及び平野開作の全部	草なし、番の木、文の水、浜田及び平野開作の全部
		新町、古市町及び西江田の各一部	新町、古市町、 <u>三本松開作</u> 及び西江田の各一部
	町		町
富田二丁目、浜田一丁目及び平野二丁目の各一部		富田二丁目、浜田一丁目及び平野二丁目の各一部	
<p>(清算金の徴収又は交付の通知)</p> <p>第26条 施行者は、前2条の清算金を徴収し、又は交付する場</p>		<p>(清算金の徴収又は交付の通知)</p> <p>第26条 施行者は、前2条の清算金を徴収し、又は交付する場</p>	

現行	改正案																
<p>合は、その期限及び場所を定め、少なくともその期限の30日前に、これを<u>納入</u>すべき者又は交付を受けるべき者に通知する。</p> <p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第27条 施行者は、前条により通知した徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の額が5万円以上である場合は、次に掲げるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。</p>	<p>合は、その期限及び場所を定め、少なくともその期限の30日前に、これを<u>納付</u>すべき者又は交付を受けるべき者に通知する。</p> <p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第27条 施行者は、前条により通知した徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の額が5万円以上である場合は、次に掲げるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">清算徴収金又は清算交付金の総額</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">分割徴収又は分割交付すべき期間</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">期間</th> <th style="width: 35%;">回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	清算徴収金又は清算交付金の総額	分割徴収又は分割交付すべき期間		期間	回数	(略)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">徴収又は交付すべき清算金の総額</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">分割徴収又は分割交付すべき期間</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">期間</th> <th style="width: 35%;">回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	徴収又は交付すべき清算金の総額	分割徴収又は分割交付すべき期間		期間	回数	(略)		
清算徴収金又は清算交付金の総額		分割徴収又は分割交付すべき期間															
	期間	回数															
(略)																	
徴収又は交付すべき清算金の総額	分割徴収又は分割交付すべき期間																
	期間	回数															
(略)																	
<p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は、<u>年6パーセント</u>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p>	<p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率</u>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>(1) <u>分割徴収する場合 法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付け（当該貸付けに係る貸付金の貸付期間が5年以内であって、据置期間が設けられておらず、かつ、そ</u></p>																

現行	改正案
<p>3 清算金の<u>分割徴収</u>を希望する者は、前条の規定による通知のあった日から20日以内に施行者に分割納付の<u>許可</u>を申請しなければならない。</p> <p>4 施行者は、第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付するときは、毎回の<u>徴収金額</u>又は交付金額及び毎回の納付期限又は交付期限を定め、清算金を納付する者又は交付を受ける者に通知しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 清算金の<u>分割徴収</u>を認められた者は、施行者の承諾を得て、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 施行者は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る<u>納付金</u>を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について、納付期限を繰り上げて徴収することができる。</p> <p>10 (略)</p> <p>11 清算金を<u>分割して納付すべき者又は交付を受けるべき者</u>は、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、直ちにその旨を施行者に届け出なければならない。</p>	<p style="text-align: center;">の償還が元金均等半年賦償還の方法によるものに限る。)</p> <p style="text-align: center;">に係る利率と同一の率（当該利率が同日における法定利率を超えるときは、法定利率）</p> <p style="text-align: center;">(2) <u>分割交付する場合 法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率</u></p> <p>3 清算金の<u>分割納付</u>を希望する者は、前条の規定による通知のあった日から20日以内に施行者に分割納付の<u>承認</u>を申請しなければならない。</p> <p>4 施行者は、第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付するときは、毎回の<u>納付金額</u>又は交付金額及び毎回の納付期限又は交付期限を定め、清算金を納付する者又は交付を受ける者に通知しなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 清算金の<u>分割納付</u>を認められた者は、施行者の承諾を得て、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 施行者は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る<u>清算金及び利子</u>を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について、納付期限を繰り上げて徴収することができる。</p> <p>10 (略)</p> <p>11 清算金を<u>分割納付する者又は分割交付を受ける者</u>は、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、直ちにその旨を施行者に届け出なければならない。</p>

現行

(督促手数料及び延滞金)

第28条 第26条又は前条の規定により徴収する清算金を滞納した者に督促状を発した場合は、督促手数料及び延滞金を徴収する。

2 前項の督促手数料は、1通につき60円とする。

3 第1項の規定により徴収する延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下「督促額」という。)が100円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年10.75パーセントの割合を乗じて得た額とする。この場合において、その計算の基礎となる督促額の一部が納付されているときは、その納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付された督促額を控除した額とする。

4 前項の規定により計算した延滞金の額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

改正案

(督促手数料及び延滞金)

第28条 第26条又は前条の規定により徴収する清算金及び利子を滞納した者に督促状を発した場合は、別に定めるところにより督促手数料及び延滞金を徴収する。